

# 安全の手引き

2023年1月

在マーシャル日本国大使館

## はじめに

この『安全の手引き』は、マーシャル諸島共和国国内での滞在を安全に過ごして頂くため、日頃より心掛けて頂きたいことを記述したものです。

近年における国内の治安は、マーシャル国家警察発表の犯罪統計によると、犯罪認知件数は減少傾向にあり、テロや暴動などの重大な脅威の発生の報告例はなく、また、殺人や誘拐事件といった凶悪犯罪も希で、比較的安全な国と言えます。

しかし、留守宅への侵入、窃盗、車上荒らし、性犯罪などの犯罪は発生しており、在留邦人の中にも、家屋への侵入（金品の盗難）等の被害に遭われた方がいます。

ここに書いてあることが全てではありませんが、当地に安全に滞在いただくために、皆様の参考として御利用頂ければ幸いです。

2023年1月1日

※新型コロナウイルス感染症の最新の関連情報につきましては、駐日マーシャル諸島共和国大使館（電話：03-6432-0557）へお問い合わせ頂くか、以下の当館ホームページをご確認ください。

URL： [https://www.mh.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00445.html](https://www.mh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00445.html)

## 目次

☆ はじめに	1 頁
1 防犯の手引き	3 頁
(1) 防犯の基本的な心構え	
(2) マーシャル諸島共和国における最近の犯罪発生状況	
(3) 防犯のための具体的注意事項	
(4) 交通事情と事故対策	
(5) テロ・誘拐対策	
(6) 各種取締法規・留意事項	
(7) 緊急時の連絡先	
2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル（基本ポイント）	7 頁
(1) 平素の準備と心構え	
(2) 緊急時の行動	
(3) 緊急事態に備えてのチェック・ポイント	
☆ 結語	9 頁

## 1 防犯の手引き

### (1) 防犯の基本的な心構え

- ア ご自身の安全の確保はご自身から始める、との日頃からの心構えが必要です。
- イ 窃盗等の一般犯罪は、マーシャル諸島共和国、首都のあるマジュロ環礁においても発生していますので、常に、油断せずに注意を払ってください。

### (2) マーシャル諸島共和国の最近の犯罪発生状況

近年当国においては、重大な脅威を伴う、テロや大規模な暴動、邦人誘拐・人質事件などの発生の報告はなく、銃器等による強盗・殺人等の凶悪犯罪も極めて稀です。一方で、金品を狙った家屋侵入、車上荒らし、置き引き、性犯罪、酔漢による路上での嫌がらせといった被害が確認されており、家屋侵入（金品盗難）や車上荒らし等については、在留邦人からも報告されています。

その他、飲酒運転等による自動車事故等も発生しています。

また、マジュロ環礁のダウントウンでは、違法な麻薬の売買・売春等もあり、これらに関して傷害事件が発生していますので、いかがわしい場所は勿論、危ないと思われる場所には出入りしないようご注意ください。

### (3) 防犯のための具体的注意事項

#### ア 住居

- 住居を選定する際は、地域の治安状況を十分に勘案した上で、住居の玄関の施錠等、防犯上問題が無いかを必ず確認し、窓に鉄格子を取り付けることも重要です。
- 特に、一軒家の場合は、外壁・鉄柵の設置や外壁が低い場合などには、外壁上部に有刺鉄線を張ることで、より高い防犯効果が期待出来ます。
- 更に、窓の下には、足場になるような物を置かない、周囲の整理整頓に心掛けて異常を早く見つける様にする。夜間、外周を明るくする工夫を施すことなども有効です。
- 外出時は勿論、玄関などは在宅時でも常に施錠する習慣をつける。
- 現金・貴重品類の保管については、①貴重品を取り扱う時は、外部から家の中が見えないよう窓・カーテン等を閉めた状態で取扱・保管をする、②仮に外部からの侵入者があっても、容易に見つけ出して持ち出せないよう、収納や施錠

する、③保管場所は、一定の時期が過ぎたら変更する、等の工夫をしてください。

#### イ 外出時

- 単独行動を避ける。特に女性は夜間に単独で行動しない。
- 行動パターンに変化をつける（空き巣狙いは、居住人の不在時のパターンを把握している由。）。
- 服装は、その土地柄に合わせ、極度に人目を引くようなものは避ける（特に、女性は、当地の伝統上・宗教上等の理由から、肩・膝の露出する服装や海岸でのビキニ着用等は控えるようにしてください。
- 海水浴等で海に入る場合は、貴重品をできる限り安全な場所に保管して持ち出さない（スマートフォンを紛失(盗難)された事案もあります。）。
- 買い物では、必要以上の現金を持参せず、また、人目のつく所で財布の中を見せたりしない。更に、日頃から小額紙幣を用意しておいて、なるべく高額紙幣による釣り銭の発生を招かないように心がける。
- 旅券は家屋内の安全な場所に保管し、必ずコピーを用意する。
- 自家用車の中に、外から見える様なかたちで、物（特に貴重品）を置かない（後部座席に、紙袋に入れた新品のTシャツを置いて盗難にあった邦人もいます。）。
- 地元の住民を刺激したり、争いを招いたりするような言動は絶対に避ける。
- 夜間は、単独でのタクシー乗車や徒歩による外出を避ける（マジュロ橋付近や人気の少ない沿道で犯罪発生しているとされています。）。
- 野良犬や放し飼いの犬に気を付け近寄らない。特に夜間は犬が群れる傾向があるので出歩かないよう注意（邦人の方で、足首や臀部を噛まれた方がいます。）。
- 身の危険を感じた時は、周りの住人に助けを求める。
- 日本製の衣類は質が良いとされているので、外に干している洗濯物は、家の中に取り込んでおく。
- 麻薬等には決してかかわらない。
- 当国では戸外での、飲酒は認められていない。
- 土地の多くが私有地のため、特定の地所や隣接する海岸部へ安易に立ち入らない（立ち入る際にはその土地の人々に許可を得る必要があります。）。

#### (4) 交通事情と事故対策

特に、マジュロ環礁では年々交通量が増加しています。車輛は右側通行で、信号機は皆無、未舗装の部分や凸凹が多く、セダンでの走行が困難な箇所もあります。

車両の整備状況が悪い車両も多く、更に運転マナーは必ずしも良好とは言えないため、スピードを出し過ぎないように注意を要します。また、通行中の車両に注意を払わず、その直前で人や犬が道を横切ることが多いため、とりわけ視界の悪い夜間の走行には、十分な注意が必要です。十分注意していても、御自身の責によらない対物事故や対人事故の虞もありますので、長期貸借車両の場合は、車両保険に加入することをお勧めします（加害者側がは保険に加入していないことも多いため、車の修理代や治療代なども被害者負担になることもあります。）。

なお、現在は当国法規が改正され、オーナー・ドライバーは所有する車両に車両保険をかけることが義務づけられています。特に、中古車を購入される場合は、必ず所有変更の際に、御自身の車両保険を掛けることを忘れずに行なってください。

また、御自身の車を運転する際は、車両保険の写しは必ず携行してください（最近では、検問の際に、係官より車両保険の提示を求められることが多くなっているようです。不所持の場合は、現行犯逮捕されることもあるとの情報もありますので、十分注意してください。）。

#### （5）テロ・誘拐対策

当地におけるテロや暴動、邦人誘拐事件について、これまで報告例はありませんが、仮にテロが行われた場合は、大使館より最新の情報を入手する等して、安全な場所に避難する等、身の安全を確保することに努めてください。

#### （6）各種取締法規・留意事項

##### ア 麻薬

麻薬所持は禁止されています。麻薬（マリファナ・コカイン等）の密売が行われていますが、相手にしないことが肝要です。

##### イ 就労

就労許可を取得していない場合、就労はできません。

##### ウ 治安維持

外国人の政治参加は禁止されています。

##### エ 銃器等

銃器等の所持は禁止されています。

オ その他特記事項

日曜日及び 22 時以降にはアルコール類の販売は禁止されており、購入することは出来ません。また、戸外での飲酒は認められていません。

カ 交通事情

幹線道路は 1 本のみで、信号はありません。公共の交通機関はタクシーのみです（鉄道、バス等はありません。）。なお、タクシーは乗り合い制で、道中客を拾いながら運行しています。

(7) 緊急連絡先

ア マジュロ環礁

◎警察、消防：電話 625-8666

◎地方警察：電話 625-5911/8999

◎病院：電話 625-3355/3399（救急）625-4144

イ イバイ島（クワジェリン環礁）

◎地方警察、消防：電話 329-6911

◎救急、病院：電話 329-9911

ウ 在マーシャル日本国大使館

(ア) 電話：625-3311

国外からは（国番号 692）-625-3311

(イ) 当館緊急時連絡先：456-8700

国外からは（国番号 692）-456-8700

\*\*\*\*\*

## 2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル（基本ポイント）

### （1）平素の準備と心構え

昨年世界各地で自然災害・事故等の緊急事態が発生した場合、在外公館が在留邦人の安否確認を行うための重要な基礎資料として、在留届が利用されています。当地に3ヶ月以上滞在する方は在留届を大使館へご提出ください。

当地でも自然災害を含め、緊急事態が生じる可能性は否定できません。過去に、特に秋から春にかけて高潮・高波被害が発生しています。マーシャル諸島は、環礁諸島が主体で、海拔も平均2メートル程度であり、年々気候変動・海面上昇によるとされる浸食が進んでいることもため、これらの高潮・高波による被害を受けやすくなってきています。

また、マジュロ環礁では、インフラ設備老朽化やメンテナンスの劣悪さも重なり、停電・電話、インターネットの不通・断水等も頻発しており、非常事態に大変脆弱な国土となっており電気がない、水が出ないといった事態を想定した非常用物資の準備が必要です。また、船舶を利用した移動の際は、必ずライフジャケットを持参するか、利用する船にライフジャケットが装備されているかを確認してください。

### （2）緊急時の行動

ア 緊急事態発生時は、直ちに、電話等で御自分の存在を大使館にお知らせください。大使館側も皆様の在留届を元に、安全の確認と情報提供すべく、皆様に連絡を取ろうと動きます。当地は、インフラ状況が悪いので、電話がかかりにくい、使えない等の理由から、安否を連絡できなくなる状況も想定されますが、その場合は、不用意に移動せず、まず安全を確保した上で、その場で待機することが賢明です。

イ ホテルの中で待機する際は、興味本位で自室の窓の外の状況を見るといった行動は絶対に避け、窓を閉め、明かりを消す等、出来るだけ安全な状態・場所で待機することを心掛けてください。

ウ 外出中に、テロ事件や暴動に遭遇した際、かなり混乱した状態が予想されます。このような場合は、決して慌てず、群衆には近付かないようにし、速やかに安全な場所へ避難することが大切です。車両で走行中であれば、来た道を引

き返して安全な場所に移動する、歩行中であれば、安全な建物や商店などに避難して、その後、大使館に連絡してください。くれぐれも興味本位で騒乱の場に行くような行動はとらないようにしてください。

エ 緊急時には大使館へ避難することをご検討ください。

### (3) 緊急事態に備えてのチェック・ポイント

ア 直ぐに持ち出せる携行品の準備（常時確認しておくことが大切です）

(ア) 旅券は6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認してください。（残存有効期間が1年未満の場合は、大使館で切替申請を行ってください。但し、当館では旅券が作成できず、全て外務本省（東京）から作成された旅券が送付されてくる公館のため、2ヶ月弱、時間がかかりますので、十分ご留意ください。）最終頁には、漏れなく記載してください。（下段に血液型（「BLOOD TYPE」と併記）を記入されることをお奨めします。）

(イ) 旅券に関連する各種書類（外国人登録証明書、入国許可証等）

(ウ) 現金、預金通帳、クレジットカード、有価証券、貴金属

（現金は、御家族全員が10日間生活出来る程度の米ドルが望まれます。）

(エ) その他

- 衣類・着替え
- 履き物（スニーカー等、安全で歩き易いもの。避難の際サンダルは危険です）
- 洗面用具
- 非常用食糧（家族全員が10日間生活出来る程度の缶詰類（缶切り不要のもの）、インスタント食品、粉ミルク等の保存食、及び飲料水用の大型水筒）
- 手指用の消毒薬（ペーパー式も可）
- トイレット・ペーパー（トイレット・ペーパーが備え付けられているトイレは大変少ないです。）
- 医薬品（特に、継続的に使用されている薬はご注意ください）
- 短波放送も受信可能な携帯ラジオ及び予備の電池
- 懐中電灯及び予備の電池
- 携帯電話（誤って携帯電話機を水につけると（防水機能付きのもの以外は）利用不能になりますので、ファスナー付きビニール袋等に収納して携行する。）

イ 自宅待機を想定した準備

(ア) 非常用食糧等

家族全員が10日間生活出来る程度の米、調味料、缶詰類、インスタント

食品、粉ミルク等の保存食、飲料水、懐中電灯、予備の電池、ライター、マッチ、ろうそく、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡素な炊事用具、防災ずきん（ヘルメット）、トイレット・ペーパー等、人体用の防虫スプレー、虫刺され時の軟膏

(イ) 自家用車の点検

車両を所有されている方は、常時整備を行ない、また常に十分な燃料を維持することを心掛けてください。自家用車をお持ちでない方は、日頃から自家用車を所有する者と連絡を取り、有事の際に同乗出来るようにしておいてください。なお、当国には、自己所有のように思われても、実際には流用・借用されている車両も多く緊急時に同車両が、本来の所有者・組織に戻されると、同乗することは出来なくなりますのでご注意ください。

\*\*\*\*\*

結 語

2023年1月現在、日本人の皆様が当国を来訪するに際しては、その障害となる特別な不安要因はありません。しかしながら、大きな事故や災害或いは、窃盗等一般犯罪に巻き込まれるケースを100%排除することも困難です。

そこで、この「安全の手引き」が、事件・事故を未然に防ぐ一助となり、当国での滞在が不愉快なものとならないよう、少しでもお役に立てばとの思いから、作成いたしました。

本手引きについてのご指摘、ご要望などがございましたら、当館までお寄せいただければ幸いです。

(了)